

地域防災力の向上並びに地方創生に関する包括連携協定書

(目的)

第1条 松阪市(以下「甲」という。)、一般社団法人日本モバイル建築協会(以下「乙」という。)
及び株式会社一条工務店(以下「丙」という。)は、甲の地域防災力の向上並びに地方
創生に資するため、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、相互に連
携し協力する。
(1) 地域防災に関すること
(2) モバイル建築を利用した応急住宅の社会的備蓄に関すること
(3) 災害対応及び被災者生活支援に関すること
(4) 地方創生に関すること
(5) その他甲、乙及び丙が必要と認めること

(協議)

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、連携・協力の具体的
な内容、方法等については定期的に協議する。本協定に定めのない事項に関し疑義等
が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他
の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(有効期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月末日までとする。ただし、期間満
了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからもこの協定を解除又は改定する
意思表示がないときは、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とす
る。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、各自そ
の1通を保管するものとする。

令和5年3月28日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市

市長

竹上 真人



乙 東京都千代田区内神田二丁目12番1号
一般社団法人日本モバイル建築協会

代表理事

長坂 俊成



丙 東京都江東区木場五丁目10番10号
株式会社一条工務店

代表取締役

岩田 直樹

